**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十四年一月二十八日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年二月十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年一月十三日

東京都港区芝三丁目六番九号

リーシング・マネジメント・コンサルティング株式会社

代表取締役　阿久津　裕

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十四年一月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年二月八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

株式会社ビジョン

代表取締役　佐野　健一

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十四年一月三十一日開催予定の臨時株主総会の決議を停止条件として、平成二十四年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月十三日

東京都港区芝公園一丁目八番一二号

日本不動産総合評価トラスト株式会社

代表取締役　平田　実

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十四年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月十三日

山口県下関市宮田町一丁目一五番六号

株式会社松村山陽堂

代表取締役　松村　武弘

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である新井正雄が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月十三日

東京都町田市南つくし野二丁目三番地三〇

建徳工業株式会社

日本における代表者　新井　正雄

**限定承認公告**

本籍東京都文京区音羽一丁目五番地、最後の住所群馬県前橋市天川町一六二〇番地一R E―三〇四号　被相続人　亡　井田陽太郎

右被相続人は平成二十三年十月十一日死亡し、その相続人は平成二十四年一月四日前橋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

群馬県前橋市表町二―三―六　前橋第一ビル九階　けやき通り法律事務所

相続財産管理人代理人弁護士　大谷　雅昭

**限定承認公告**

本籍東京都八王子市横川町八三七番地二〇、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井一八八七番地七　被相続人　亡　久間　敏

右被相続人は平成二十三年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年一月五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

東京都西多摩郡日の出町大字平井一八八七番地七

相続財産管理人　久間かおる

**限定承認公告**

本籍千葉県野田市清水二一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小川千代子

右被相続人は平成二十三年九月二十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二十八日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

東京都中央区新富一丁目一一番七号ミツヤ第三ビル二階北村・重國法律事務所

相続財産管理人倉持絹代

右代理人弁護士　北村　哲男

**任意清算公告**

当社は、平成二十三年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月十三日

横浜市磯子区岡村二丁目一一番二五号

合資会社ケイ・コンサルティング

代表社員　河合　泰徳

**任意清算公告**

当社は、平成二十三年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月十三日

広島市佐伯区五日市中央五丁目六番三八―九

テイエスサービス合資会社

代表社員　小山田　匠

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十三年九月二十八日付官報の号外第二百九号八十三頁に掲載されています。

平成二十四年一月十三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

Dプロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**訂正公告**

平成二十三年十二月十九日掲載の株式会社エイコーに係る資本金の額の減少公告中、「代表取締役　湧井　博幸」とあるは「代表取締役　湧井　博幸」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年一月十三日

札幌市清田区真栄二条一丁目一一番七号

株式会社エイコー

代表取締役　湧井　博幸

**取消公告**

平成二十三年十二月二十八日(号外第二八五号)掲載の左記会社に係る解散公告は取消します。

平成二十四年一月十三日

神奈川県横浜市都筑区中川一丁目二〇番一号

日本ジェイ・イー・エム株式会社

代表清算人　游　傑淳

## 正　誤

平成二十三年十二月五日法務省告示第五百四十四号(日本国に帰化を許可する件)

(原稿誤り)

二ページ二段三行目から四行目までを削除する。

平成二十三年六月三十日(号外第百四十二号)国土交通省告示第六百九十八号(昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の告示の一部を改正する件)

(原稿誤り)

三一七ページから三一九ページの「6月30日」は「6月29日」の誤り。

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 一一二 | 七 | 大阪刑務所長 | 大阪矯正管区長 |

平成二十三年十二月二十六日掲載の千葉家庭裁判所松戸支部に係る平成二十三年(家)第三〇一七三号相続財産管理人の選任中

(原稿誤り)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一三三二 | 一一～一二 | 事務所千葉県松戸市本町18―4 NBF松戸ビル7階ユーカリ総合法律事務所 | 事務所千葉県松戸市本町18―4 NBF松戸ビル7階ユーカリ総合法律事務所 |
| 〃 | 一三 | 相続財産管理人弁護士　金成一 | 相続財産管理人弁護士　金成英一 |

平成二十三年十二月一日(号外第二百五十八号)掲載の大阪地方裁判所に係る平成二十三年(フ)第五七三四号破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中

(原稿誤り)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五二四一 | 一六～一七 | 大阪府寝屋川市大阪府寝屋川市金屋里新町20―4 | 大阪府寝屋川市金屋里新町20―4 ぺんとハウス21―405号 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十三日付第八号九ページ
二月二日付参会第一〇号一
十二月官報目録二四ページ

◉付録　Iジ●同日付政府調達第七号五六ページ●二十三年十六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円(本体一、五二〇円)　本号一部一三六円(本体一三〇円)　(配送料別)